

令和 7 年度入札契約制度について

富士市が発注する建設工事等について、令和 7 年 4 月から実施する入札契約制度の適正化に向けての制度改善等についてお知らせします。

記

1 総合評価入札について

令和 6 年度まで総合評価入札にする案件については、各発注課が選定しており、明確な選定基準を設けていない状況でありました。入札監視委員会や建設活性化協議会における意見を踏まえ、選定基準を明確にし、年間における発注件数を増やす方針としました。

原則、「土木・管（上水道）工事」は 5,000 万円以上、「舗装工事」は 2,500 万円以上
また、評価項目においても内容を再検討し、一部内容を改正しました。

改正内容：工事成績表の加点をする対象工事を 500 万円→1,000 万円

優良工事主任技術者等の表彰対象年度を 3 年→5 年

舗装工事の配置技術者の保有する資格で「1 級舗装施工管理技術者」を追加
建設キャリアアップシステムへの登録の有無を項目に追加

2 週休 2 日制工事の実施について

令和 6 年度より富士市週休 2 日制工事実施要領における対象工事となる全ての案件を週休 2 日制工事として発注しております。

令和 6 年 10 月 1 日付で静岡県積算基準が改正されたことに合わせ、同日に富士市週休 2 日制工事実施要領を改正しました。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>建設工事・建設関連
業務委託>富士市週休 2 日制工事等の改正について》



3 富士市小規模工事事務取扱要領の改定について

富士市が発注する建設工事の工事書類のさらなる簡素化を推進し事業の効率化を図るため、小規模工事の適用金額を当初請負代金額 130 万円以上 1,000 万円未満から当初請負代金額 200 万円超 2,000 万円未満に拡大する「富士市小規模工事事務取扱要領」を改定しました。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>工事検査>富士市
小規模工事事務取扱要領》



4 建設工事における情報共有システム活用要領の改定について

業務の効率化及び生産性の向上を図ることを目的として令和 4 年に制定された「富士市における情報共有システム活用要領」が令和 7 年 3 月 13 日に改定されました。

改定後、富士市が発注する当初請負代金額 2,000 万以上の建設工事は原則、情報システムを利用することになります。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>建設工事>情報共有システム》



5 土木工事書類作成提出要領の一部改定について

受発注者が作成している土木工事書類についての要領を一部改定しました。(令和6年4月1日施行)

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>工事検査>土木工事書類作成提出要領》



6 富士市建設工事執行規則の一部改正について

令和6年12月13日付で建設業法の一部改正されたことに伴い、令和7年2月21日付けで富士市建設工事執行規則の一部を改正しました。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>建設工事・建設関連業務委託>富士市建設工事執行規則の一部改正について》



7 富士市契約規則について

令和7年4月1日付で富士市契約規則の一部を改正し、落札決定から契約までの期間は土日祝日を含む7日間としていましたが、土日祝を含まないこととしました。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>建設工事・建設関連業務委託>富士市契約規則の一部改正について》



8 富士市建設工事監督検査実務要覧の一部改定について

富士市建設工事監督検査実務要覧(令和6年版)について、法令等の改正に伴う要領・様式等及び工事成績評定小規模工事事務取扱等の内容を見直し令和7年版に一部改定しました。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>工事検査>富士市建設工事監督検査実務要覧》



9 令和8・9年度 競争入札参加資格審査申請の定期受付時期について

令和8・9年度「建設工事」・「測量・建設コンサルタント等」・「物品の買入れ等」競争入札参加資格審査申請の定期受付時期は令和7年11月1日から12月26日までになります。

10 電子契約システムの導入について

令和7年度より電子契約システムの導入を予定しており、導入時期は令和7年11月ごろになります。事業者や市担当者向けの説明会等も実施する予定です。

11 事後審査書類の提出方法について

現在、事後審査書類を紙文書で提出して頂いていますが、令和7年4月1日以降の入札案件から、電子入札システムによる電子データでの提出を受け付けます。提出方法については電子入札システムのマニュアルを参照してください。

12 少額随意契約の上限額の改正について

令和 7 年 4 月 1 日に地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の改正に伴い、富士市における上限金額を同額に引き上げます。

少額随意契約の上限額

契約の種類	代表例	上限額	
		現行	改正案
工事又は製造の請負	工事、修繕、印刷の請負	<u>130 万円</u>	<u>200 万円</u>
財産の買入れ	物品の購入	<u>80 万円</u>	<u>150 万円</u>
物件の借入れ	物品のリース	<u>40 万円</u>	<u>80 万円</u>
財産の売払い	不用品・土地の売却	<u>30 万円</u>	<u>50 万円</u>
物件の貸付け		30 万円	30 万円
上記以外	業務委託	<u>50 万円</u>	<u>100 万円</u>

取扱い範囲

金額の種類	現行	改正案	期待される効果
1 者からの見積書とすることができる場合の予定価格	50 万円以下	100 万円以下	事業者の負担減 契約事務の簡素化
契約検査課で取り扱う物品等の集中購入の予定価格	10 万円以上	20 万円超	担当課の裁量拡大 事業執行の迅速化
簡易な修繕参加登録制度で発注可能な契約金額	50 万円以下	100 万円以下	事業者の機会向上 契約事務の簡素化

契約検査課による契約の下限額

契約の種類	現行	改正案
工事	130 万円以上	200 万円超
建設関連業務委託	50 万円以上	100 万円超
物品等の集中購入	10 万円以上	20 万円超

これに伴う例規・要領等の改正を全て令和 7 年 4 月 1 日に改正します。

問い合わせ先

入札・契約事務について 電話 5 5 - 2 7 2 7
工事検査について 電話 5 5 - 2 7 0 9